

札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例施行規則（平成14年規則第1号）新旧対照表（令和7年1月9日一部改正）

現 行	改 正 後	備 考
<p>（自転車等駐車場の設置の届出等）</p> <p>第4条（省略）</p> <p>2 条例第9条の規定による届出は、自転車等駐車場を設置しようとする施設の新築又は増築が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請及び同法第18条第2項の規定による通知を必要としないものである場合を除き、これらの申請若しくは通知を行う際又は同法第77条の18から第77条の21までの規定の定めるところにより国土交通大臣若しくは都道府県知事が指定した者に対して同法第6条の2第1項の<u>確認を求め</u>る際に行うものとする。</p>	<p>（自転車等駐車場の設置の届出等）</p> <p>第4条（現行のとおり）</p> <p>2 条例第9条の規定による届出は、自転車等駐車場を設置しようとする施設の新築又は増築が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請及び同法第18条第2項の規定による通知を必要としないものである場合を除き、これらの申請若しくは通知を行う際又は同法第77条の18から第77条の21までの規定の定めるところにより国土交通大臣若しくは都道府県知事が指定した者に対して同法第6条の2第1項の<u>規定による確認の申請若しくは同法第18条第4項の規定による通知を行う際</u>に行うものとする。</p>	<p>地方分権関係 改正法による 基準法第18条 第4項の新設 に伴う規定整 備</p>